



2024年11月20日

各位

会社名 GFA株式会社  
代表者名 代表取締役社長 片田 朋希  
(コード：8783、スタンダード市場)  
問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史  
<https://www.gfa.co.jp/form/corp/>

### 訴訟提起に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり貸金請求事件（以下、「本訴」といいます。）を東京地方裁判所に提起することを決議し、訴訟提起をいたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 訴訟を提起する裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：東京地方裁判所
- (2) 提訴年月日：2024年11月21日

2. 訴訟を提起した者（原告）

名称：GFA株式会社  
住所：東京都港区南青山二丁目2番15号  
代表者：代表取締役 片田 朋希

3. 訴訟を提起した相手（被告）

被告：個人（営業貸付先企業の代表）

4. 訴訟提起に至った経緯及び訴訟の内容

当社は、金融サービス事業における投融資事業において様々な事業者の資金需要に応える融資を実行しております。

そのなかで、当社は当該被告が代表を務める企業に対して2022年12月16日及び2022年12月19日に営業貸付金として融資を実施しました。

その後、貸付先企業より当初の返済期日を過ぎても支払いがなされなかったため、内容証明を送付するなど支払催促も都度行いましたが、それ以降も貸付先企業からの支払いはなされませんでした。

当社は2024年10月4日に貸付先企業及び本件の連帯保証人で当該貸付先企業の代表個人を債務者として、支払督促の申立てを行ったところ、代表個人から2024年10月22日付で督促異議申立てがありました。

そのため本件は、民事訴訟法395条の規定により支払督促の申立日に遡って東京地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされることになったことから、その支払いを被告に求めるものとして本訴に踏み切ることとなりました。

訴訟の内容：被告に対する貸金請求

訴訟の目的の価額：30,045,753円及びこれに対する遅延損害金

## 5. 今後の見通し

本訴に係る今後の進捗につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。本債権につきましては、2024年5月15日付「連結業績における営業損失及び特別損失の計上並びに連結業績の当期予想値との差異に関するお知らせ」の開示において、貸倒引当金繰入として計上しております。

また本訴に伴う2025年3月期連結業績に与える影響は現在精査中であり、今後公表すべき事項が生じた場合には、すみやかにお知らせいたします。

以 上